

島根県報

号外第六五号
平成十四年五月二十一日
(火曜日)

告 示

島根県創造技術研究開発費補助金交付要綱の一部改正 (企業振興課)

目 次

告 示

島根県告示第五百三十一号

島根県創造技術研究開発費補助金交付要綱(昭和五十六年島根県告示第四百号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

第二条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる課題に対する補助金は、同一企業に対し同一課題について一回に限り交付する。ただし、創造的中小企業振興枠については、同一企業に対し同一課題について三年間連続して補助金を交付することができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条の三関係)

補助対象課題

枠	技術部門	技術内容
創造的中小企業振興枠	創造的企業活動支援関連技術分野	中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法の認定計画に基づいて事業を実施するための技術
ものづくり試作枠	試作開発部門	新製品化のための技術

別表第二の一の表を次のように改める。

一 創造的中小企業振興枠(組合分を除く。)

経費区分	内 容	交付の率等
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費	知事が査定した当該経費の三分の二以内(交付の額は、一件当たり百万円以上三千万円以下とする。)
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
外注加工費	外注加工に要する経費	
技術指導受入れ費	技術指導の受け入れに要する経費	
直接人件費	研究開発の課題についての研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る。(この経費は、補助事業の技術内容がソフトウェア、情報処理及びバイオテクノロジー関連技術の研究開発等の場合以外は、補助対象経費総額の二分の一を超えない額とする。)	
その他の経費	右記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

別表第二の二の表交付の率等の欄中「一件あたり五百万円」を「一件当たり百万円」に改め、別表第二の三の表交付の率等の欄中「五百万円」を「一千万円」に改める。
様式第一号の別紙一(2)の(5)の①を次のように改める。

① 創造的中小企業振興枠（組合分を除く。）

イ 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
研究開発費の総額（注1）		

ロ 資金支出内訳

経費区分	(注2) 種 別	(注3) 仕 様	(注4) 単 位	数 量	単 価 (円)	(注5) 補助事業に 要する経費 (円)	(注6) 補助対象 経費 (円)	(注7) 補助金交 付申請額 (円)	備 考
原 材 料 費	計								
(注8) 構 築 物 費	計								
(注8) 機 械 装 置、 工 具 器 具 費	計								
外 注 加 工 費	計								
(注9) 技 術 指 導 受 入 れ 費	計								
(注10) 直 接 人 件 費	計								
そ の 他	計								
	合 計					(注1)			

ハ 補助事業の経理担当者名

様式第一号の別紙の二の母の10中「新技術開発枠、環境技術枠及び」(臨時に雇用されている者は除く。)」及び「360時間未満の者を対象から除き、」を並べ「2,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成十四年五月二十一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年五月二十一日印刷
平成十四年五月二十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)